

○犯罪現場のハウスクリーニング経費支出要領について（例規通達）

平成28年7月5日

佐本広発第79号

犯罪被害者遺族の経済的負担及び精神的負担の軽減を図るため、犯罪現場のハウスクリーニングに要する経費（以下「ハウスクリーニング経費」という。）を支出する要領について、別添のとおり「ハウスクリーニング経費支出要領」を定めたので、適正な運用に努められたい。

別添

ハウスクリーニング経費の支出要領

1 目的

この要領は、犯罪現場のハウスクリーニングに要する経費を支出する手続その他必要な事項を定め、その適正な運用を図り、犯罪被害者及びその遺族（以下「被害者等」という。）の経済的負担及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 支出可能な経費

犯罪現場である自宅等の清掃作業（血痕、吐しゃ物、排泄物、異臭等の除去等をいう。）に要する経費とし、建具、家具等の交換又は修復に要する経費は含まないものとする。

3 支出対象事件

支出の対象となる事件（以下「対象事件」という。）は、次のいずれかに該当する事件をいう。

- (1) 殺人（刑法第199条の罪）及び故意により致死の結果を生じた事件
- (2) 前号の事件以外で広報県民課長が支出する必要性を認めた事件

4 支出の認定、手続等

- (1) 警察署長は、被害者等の意思を確認した上で、対象事件に該当する可能性があることを認めるときは、ハウスクリーニング委託申請書（別記様式）により広報県民課長にハウスクリーニング委託の申請を行うものとする。
- (2) 広報県民課長は、当該事件を主管する警察本部の課長及び刑事部鑑識課長と協議の上、委託を決定するものとし、ハウスクリーニングの委託を決定したときは支出手続を行うものとする。

5 支出の適用除外

対象事件のうち、被害者等が次のいずれかに該当する場合は、支出を行わないものとする。

- (1) 被害者等と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）がある場合
- (2) 相被疑事件、犯罪行為の誘発その他当該犯罪行為を受けたことについて、被害者等の責めに帰すべき事由があった場合
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、支出することが社会通念上適当でないと認められる場合

別記様式

文書番号
年 月 日

広報県民課長 殿

〇〇警察署長

ハウスクリーニング委託申請書

事 件 名		
発 生 年 月 日	年 月 日 (認知年月日)	
事 件 の 概 要		
被 害 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
実 施 場 所	市・郡 町	
	【ハウスクリーニング実施承諾者】 被害者との関係() 住所 氏名 (歳) 連絡先電話番号() 実施承諾 <input type="checkbox"/> 確認済み	
	広 さ 畳 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 居間 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 寝室 <input type="checkbox"/> その他	
汚 損 状 況	<input type="checkbox"/> 血痕有り <input type="checkbox"/> 吐しゃ物有り <input type="checkbox"/> 排泄物有り <input type="checkbox"/> 異臭有り <input type="checkbox"/> 腐敗 <input type="checkbox"/> その他()	

別記様式